

# 台風15号により被害を受けられたみなさんへ

## 災害関連の各種制度についてのお知らせ

9月20日から21日にかけて四国に接近した台風15号の影響により、大洲市においても大きな被害が発生し、市民生活に影響が出ました。

9月末時点で確認されている被害状況について、住宅の床上浸水70棟、床下浸水83棟、農作物などの被害面積も63.6ヘクタールになっています。

被害を受けられた市民のみなさんに心よりお見舞いを申し上げますとともに、災害関連の各種制度についてお知らせします。

### 特別援護資金制度のお知らせ

大洲市では、台風15号による被害の復旧に伴う融資制度を創設します。概要は次のとおりですが、詳しくは、各担当課へご相談ください。なお、この制度の受付期限は12月28日(水)までです。被災された人はご利用ください。

#### ▽共通事項

#### 【貸付利率】

0.5% (据置期間無利子)

税などに滞納がない人

#### 【資金の使い方】

住宅および家財(乗用車を除く)の購入費、修繕費

#### 【問い合わせ先】

社会福祉課地域福祉係

☎ 24 1715 (直通)

#### ▽農林漁業者

#### 【対象となる人】

被害を受けた農林水産物などの緊急の復旧に要する資金の調達が困難な人(原則として市税などに滞納がない人)で、かつ、農林漁業総収穫量の減収量が平年の30%以上または、農林漁業総収入額の減収額が平年の20%以上の見込みとなる人

#### 【資金の使い方】

次に該当する物の購入費および修繕費

○農林漁業用の施設(ビニールハウス、農業用倉庫など)

○農林漁業用機械器具(軽四トラクタ、トラクター、動力噴霧器など)

○農林漁業用の設備(暖房機、農業用索道など)

○その他農林漁業用資機材など(農薬、肥料、種苗など)

#### 【問い合わせ先】

農林水産課農政係

☎ 24 1727 (直通)

#### ▽商工業者

#### 【対象となる人】

事業用資産について被害を受け、その被害額が前年総収入額の20%以上となる個人または法人(原則として市税などに滞納がない人)

#### 【資金の使い方】

店舗、工場、事務所などの施設、設備、車両、運搬具、原材料、商品などの購入費および修繕費

#### 【問い合わせ先】

商工観光課商工係

☎ 24 1717 (直通)



本村水源地の浸水状況(菅田)

## 税の減免・納税猶予のお知らせ

次のような場合は、申請により被害状況に応じて個人住民税などの減免や納税の猶予を受けることができます。

### ▽市税など

#### 【減免】

##### ○個人住民税

平成22年中の所得が1000万円以下で、住宅が全壊・半壊または床上浸水などにより、家財などに多大な損害を受けた人。なお、災害で損失を生じた場合、平成24年度の雑損控除の対象となる場合がありますので、領収書などを保管しておいてください。

##### ○固定資産税

住宅の床上浸水などによる多大な被害や償却資産に損害を受けた人

##### ○国民健康保険税

平成22年中の所得が1000万円以下で、住宅が全壊・半壊または床上浸水などにより、家財などに多大な損害を受けた人

### 【納税の猶予】

被害により納付などが困難な場合には、1年以内の範囲で納税の猶予を受けることができます。

### 【問い合わせ先】

税務課 ☎241711（直通）

市民税係（内線130）

固定資産税係（内線126）

収納係（内線123）

支所地域振興課

長浜支所 ☎1111（内線15）

脇川支所 ☎2311（内線11）

河辺支所 ☎2111（内線14）

河辺支所 ☎2111（内線14）

### ▽国税

災害で住宅・家財などが被害を受けた時は、次のような措置が適用される場合があります。

### 【減免など】

確定申告の際、次のいずれか有利な方法を選ぶことができます。

①住宅や家財の半分以上に損害を受けた所得額1000万円以下の人は、所得額に応じて所得税が軽減または免除されます。

②損害を受けた金額（保険金などによって補てんされる金額を除く。）が、損害を受けた年分の所得金額の10%を超える人、または損害額のうち被害を受けた資産の取り壊し費用などの災害関連支出が5万円を超える人は、超えた額を所得金額から控除できます。

※確定申告の際、所得税の軽減措置の適用を受けるためには、被害を受けた資産の名称、損失額などの明細、被害に関連して支出した金額についての領収書などを準備していただく必要があります。

### 【申告の期限延長・納税の猶予】

申告や納付が期限までにできない場合は、所轄の税務署長に期限

の延長を申請し、承認を受けるのと、2か月以内の範囲で期限が延長されます。また、税金を一度に納付できない人は、原則1年以内で納税の猶予を受けることができます。

### 【問い合わせ先】

大洲税務署 ☎243115

### ▽県税

#### 【減免】

被害により納税することが困難な場合には、県税の全部または一部が減免されます。

##### ○個人事業税

事業用以外の資産に損失を受けた場合（被害の著しいもの）

##### ○不動産取得税

①災害で滅失または損壊した不動産に代わるものと認められる不動産の取得

②取得後6か月以内に災害で滅失または損壊した場合の当該不動産の取得

##### ○自動車取得税

取得後2か月以内に災害で滅失し、抹消登録した場合の当該自動車の取得

##### ○自動車税

災害により損傷し運行できなく



ごみの収集作業



西大洲の浸水状況

なった自動車の修理費（保険金など）による補てん額を除く。）が、

自動車税の年額を超えるもの

**【申告や申請などの期限延長】**

被害を受けた日以降、県税の申告書など書類の提出、納付あるいは納入が期限までにできない場合には、2か月まで期限の延長ができません。

**【納税の猶予】**

被害により納付などが困難な場合には、1年以内（延長により最長2年以内）の範囲で納税の猶予を

受けることができます。

**【問い合わせ先】**

南予地方局税務課

☎0895（22）25002

### 介護保険料減免のお知らせ

**【減免】**

平成22年中の所得が1000万円以下で、住宅が床上浸水し、家財などに多大な被害を受けた人

**【納付の猶予】**

被害により保険料の納付などが困難な場合には、6か月以内の範囲で納付の猶予を受けることができます。

**【問い合わせ先】**

高齢福祉課介護保険管理係

☎241714（直通）

### 水道料金減免のお知らせ

**【対象者】**

被災者名簿に登録された床上浸水以上の被害を受けた人や店舗などが浸水の被害を受けた人

**【減免の内容】**

前年同期の使用水量を超えた水

量分の水道料金

**【問い合わせ先】**

水道課 ☎243753（直通）

### り災見舞金について

市では、住家が床上浸水された住民登録のある世帯を対象に、1万円をお見舞金として給付しました。また、事務所、工場への浸水などの被害を受けた商工業者を対象にしたお見舞金を給付しました。

このお見舞金の一部は、北海道えりも町からの見舞金を充てていただいています。



災害対策本部（市役所3階会議室）

### しっかりと情報確認を！

市では、「災害情報メール配信サービス」により避難についての情報を発信しています。

このサービスは、あらかじめ登録した人へ電子メールで災害情報を提供するものです。

お知らせの内容は、主に河川増水時などに防災行政無線や広報車で放送する避難準備情報や避難勧告などです。

**登録方法は**

1 携帯電話またはパソコンから [9956001@once.g8island.jp](mailto:9956001@once.g8island.jp) へ空メールを送信します。

2 返信された登録用返信メールへ氏名など必要事項を入力し、送信して登録完了です。

※QRコードより送信先アドレスを読み込むことができます。

登録料および情報

利用料は無料です。

ただし、メール受信の際の通信料は登録者の負担となります。

**【問い合わせ先】**

危機管理課

☎241742（直通）





8 / 31(水)~  
9 / 5(月)**通学合宿るりひめ村10周年記念**  
～地域への感謝の気持ちと恩返し～

平成14年度から始まった「通学合宿るりひめ村」は、今年で10周年を迎えました。今年度は白滝小と柴小の5・6年生児童12人が、通学しながら公民館で5泊6日の共同生活を行いました。

地域の協力を得て、愛媛マンダリンパイレーツ野球教室、長高水族館見学、夢わらべ教室、ハモ料理教室、坐禅、英会話ダンスなどが催され、児童たちは、普段体験できない活動に、真剣に取り組んでいました。

9月4日(日)にはるりひめ村10周年記念行事があり、白滝地域への感謝の気持ちと恩返しを誓いました。

公民館前に設置された「るりひめ村10周年記念モニュメント」は、るりひめ村卒業児童100人と、ボランティア支援者の「和」と「絆」の結晶です。



「絆」がテーマのモニュメント

**消防小型ポンプの操作方法を習得**  
～予子林地区自主防災組織 中津支部～

9 / 11(日)



真剣に講習を受ける中津支部のみなさん

予子林地区自主防災組織の中津支部で、消防小型ポンプの操作講習が行われました。

中津支部のある地域は、肱川方面隊予子林分団詰所より車で30分ほどの位置にあり、火災が発生した場合には、地域の初期消火活動が必要不可欠となっています。中津地域には、消防小型ポンプが常時保管されていて、消防署・消防団が到着するまでに自分たちの手で何とかしたいとの思いから、大洲消防署川上支署の協力により、今回の講習が実現しました。

朝から行われた講習では、消防署員の指導により参加者全員が実際に操作を行い、放水も体験しました。

9 / 15(木)

**大きな芋がとれました！** ～上須戒観光いも園開園式～

9月17日(土)の開園を前に、上須戒観光いも園で開園式が行われました。

この観光いも園では、農家3戸で紅あずまという品種のさつまいもを栽培していて、今年で5年目を迎えます。

この日は、上須戒保育所、小学校の児童20人が参加し、どろんこになりながら、自分の顔と同じくらい大きな芋と格闘していました。がんばってお手伝いをした後、採れたばかりの芋を調理してもらい、子どもたちは「おいしい」と満足した様子でした。

今年の芋は夏場の好天に恵まれ、甘味が増しているそうです。観光いも園での芋掘りは、11月上旬まで楽しめます。



がんばって掘りました

9 / 26(月)

## 大洲のいもたきをアピールしました

～ZIPPEIスマイルキャラバン撮影～

月曜から金曜の朝5時50分、南海放送で放送中の「ZIP!」のコーナーのひとつ「ZIPPEI（じっぺい）スマイルキャラバン」が大洲市を訪れました。このコーナーでは、旅する犬「ZIPPEI兄弟」が日本各地を交代で旅しながら、人々とふれあい、笑顔を集めています。

大洲市での撮影では、ZIPPEI（弟）やダイスケさん、スタッフのみなさんが来訪されました。今回の取材では、大洲の秋の風物詩「いもたき」を取り上げ、訪れたみなさんは美味しそうに大洲のいもたきを味わっていました。

放送は9月30日と過ぎてしまいましたが、全国のみなさんに大洲市と「いもたき」を知ってもらうよい機会となりました。



和やかな雰囲気での撮影が行われました

## よくがんばりました ～鵜の感謝祭～

9 / 27(火)



来年も頑張ります！

この夏、昼に夜にうかい観光の主役として元気に活躍してくれた鵜のために、鵜の感謝祭が催されました。今年から鵜匠としてデビューした井上さんも、うかいシーズンを無事終え、安堵の表情を浮かべながら、鵜たちに「お疲れ様」と声をかけ、がんばってくれた鵜の労をねぎらいました。

今年は、東日本大震災、高速道路無料化の廃止、6月の長雨や9月の相次ぐ台風の影響により、観光客数が減少しましたが、好物のアユをごちそうしてもらった鵜たちは、来シーズンに1人でも多くの方々に会えるよう「頑張ります」と言っているようでした。

9 / 29(木)

## 「思いやり」と「ゆずりあい」の心で！

～秋の全国交通安全運動～

秋の全国交通安全運動の一環として、河辺地区で交通安全鼓笛パレードが行われました。パレードでは指揮者の久保健介君（6年生）を先頭に、1年生から6年生までの河辺小学校児童32人が「ミッキーマウスマーチ」や「聖者の行進」などを披露しながら沿道の人たちに交通安全を呼びかけました。

往復約1キロのパレードを終えた子どもたちは、河辺支所前で校歌など2曲を披露し、全員で「交通安全五つの誓い」を唱和し、交通ルールを守ることを約束しました。

ちょっとした不注意で交通事故は起こります。交通ルールを守り、「思いやり」と「ゆずりあい」の心で交通事故ゼロを目指しましょう。



交通事故ゼロを目指して！